

令和6年4月30日

入札参加希望事業者 各位

交野市企画財政部長

令和6年度の入札制度の改正点について(お知らせ)

入札・契約制度の公平性、公正性、競争性等を向上させる観点から、令和6年度の入札案件について、下記のとおり取り扱いを変更しますので、お知らせします。

記

1. 建設工事に係る制限付一般競争入札の受注制限件数の緩和について

市内事業者の受注機会の確保及び適正な履行確保の観点から制限付一般競争入札の受注制限件数について、次のとおり見直します。

受注件数制限を付した入札案件の落札可能件数	
新	旧
1年度中に 市内業者 <u>3</u> 件まで その他業者 <u>2</u> 件まで  ※工事検査が終了し、引き渡しが完了している場合であっても、 <u>年度の受注制限件数の対象とする。</u>	1年度中に 市内業者 <u>2</u> 件まで その他業者 <u>1</u> 件まで  ※工事検査が終了し、引き渡しが完了している場合は、 <u>年度の受注制限件数の対象とせず、再度受注が可能。</u>

※なお、市内業者向けの発注（1,000万円未満（建築工事は2,000万円未満）の工事）については、従前の通り、受注制限の対象外とします。

## 2. 落札候補者の辞退に関する取扱いについて

上記1の見直しに伴い、落札候補者の辞退に関して、以下のとおり取り扱います。

- 制限付一般競争入札（事後審査型）において、落札候補者となった者が正当な理由により、落札者となることを辞退した場合は、事業者はその責務を負いません。
- 制限付一般競争入札（事後審査型）において、落札候補者となった者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、指名停止等の措置を行いますのでご注意ください。

<正当な理由とは>

- ・配置予定の技術者が死亡、傷病又は退職等により配置できず、代替技術者もない場合
- ・次順位者が落札候補者に繰り上がった時、配置予定の技術者を開札後に他の工事に配置しており、代替技術者もない場合
- ・同日に開札した本市発注の複数の工事の落札候補者となったが、配置できる技術者に不足が生じた場合

※この場合、開札時間が最も遅いものから順に辞退することができます。

なお、繰上げにより落札候補者となった工事については、実際の開札時間に関わらず、開札時間が最も遅いものとみなします。（この場合において、当該工事が複数ある場合は、繰上げにより落札候補者となった順に開札されたものとしします。）

- ・建設業許可の取消し等、真にやむを得ない事由により、工事を適切に完了する見込みがない場合 など

ただし、いずれも証明書等書面による事実確認ができる場合に限りです。

## 3. 実施日

令和6年4月入札分から順次実施

本件に関する問い合わせ先 交野市 企画財政部 財務課 〒576-8501 大阪府交野市私部1-1-1 TEL:072-892-0121 FAX:072-891-5046 e-mail:zaisei@city.katano.osaka.jp
---